



山形県公報

平成21年3月10日(火)
第2025号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	(置賜総合支庁福祉課)...	207
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(同)	同
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....	(農村計画課)	208
建設業者に対する営業停止の処分.....	(村山総合支庁北村山建設総務課)	同
二級建築士の免許の取消し.....	(建築住宅課)	同

選挙管理委員会関係

告 示

直接請求に必要な有権者の数.....	209
--------------------	-----

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁地域支援課)	同
大規模小売店舗の廃止の届出.....	(商業経済交流課)	210
平成21年度猟銃等講習会の開催.....	(公安委員会)	同
一般競争入札の公告.....	(同)	211
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表.....	(監査委員)	212

告 示

山形県告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社ケアサービス置賜 米沢市東三丁目6番23号	ケアサービス置賜 米沢市東三丁目6番23号	訪問介護	平成21.2.26

山形県告示第179号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社ケアサービス置賜 米沢市東三丁目6番23号	ケアサービス置賜 米沢市東三丁目6番23号	介護予防訪問介護	平成21.2.26

山形県告示第180号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	鮎貝堰地区	平成20年12月26日
一般農道整備事業（過疎基幹）	白椿地区	平成21年2月23日

山形県告示第181号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
平成21年3月2日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 有限会社西塚建設工業
 - (2) 主たる営業所の所在地 村山市大字河島乙404番地
 - (3) 代表者の氏名 西塚 覚
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 18）第300203号
- 3 処分の内容
建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成21年3月17日から同月30日までの14日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
 - (1) 有限会社西塚建設工業が、民間発注の建設工事（建築一式工事）（以下「本件工事」という。）において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する金額以上の工事を請け負ったことは、同法第28条第1項第2号に該当する。
 - (2) 有限会社西塚建設工業が、本件工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

山形県告示第182号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成21年2月27日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
佐藤好一 第2777号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,481人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 229,001人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,027人	村山市	7,706人	西村山郡	12,587人
米沢市	24,012人	長井市	8,202人	最上郡	13,296人
鶴岡市	38,172人	天童市	16,956人	東置賜郡	12,073人
酒田市・ 飽海郡	36,055人	東根市	12,504人	西置賜郡	9,333人
新庄市	10,654人	尾花沢市・ 北村山郡	7,958人	東田川郡	8,670人
寒河江市	11,672人	南陽市	9,431人		
上山市	9,722人	東村山郡	7,643人		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年3月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 申請のあった年月日
平成21年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人しん
 - (2) 代表者の氏名
安喰 洋一
 - (3) 主たる事務所の所在地
天童市三日町二丁目1番26号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国籍・人種、また障害のあるなしにかかわらず、生活のあり方を「自然」から学んでいきたいと願う人々に対して、主として生涯学習の推進を図るための研修・講演等の事業を行い、安心して明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成21年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
酒田アメヨコ協同組合 酒田市山居町二丁目4番7号
理事長 斎藤 忠
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
サカタアメヨコ
酒田市山居町二丁目4番7号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（廃止前） 1,726平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
平成21年2月28日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年3月10日

山形県公安委員会
委員長 加 藤 有 倫

1 開催の日時、場所等

(1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

年 月 日	時 間	場 所	講 習 内 容	手 数 料
平成22年1月21日	午前9時から 午後5時まで	山形警察署	イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 3時間	6,800円
平成21年7月2日		鶴岡警察署		
平成21年8月25日		米沢市 置賜総合支庁	ロ 猟銃及び空気銃の使用、 保管等の取扱い 2時間	
平成21年10月15日		新庄市 最上広域交流センター ゆめりあ		

(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

年 月 日	時 間	場 所	講 習 内 容	手 数 料
平成21年6月16日		山形市 山形国際交流プラザ		
平成22年1月27日				

平成21年 7月16日	午前9時から 正 午まで	鶴 岡 警 察 署	イ 猟銃及び空気銃の所持 に関する法令 2 時間 ロ 猟銃及び空気銃の使用、 保管等の取扱い 1 時間	3,000円
平成22年 3月 4日				
平成21年 6月 2日		酒 田 警 察 署		
平成21年10月 8日				
平成21年 7月22日		米沢市 置 賜 総 合 支 庁		
平成21年11月10日				
平成21年 5月28日		新庄市 最上広域交流センター ゆめりあ		
平成21年11月26日				
平成21年11月17日		村 山 警 察 署		
平成21年 5月19日		南 陽 警 察 署		
平成21年 6月11日		長井市 置 賜 生 涯 学 習 プ ラ ザ		
平成21年 6月25日		寒河江市 寒河江市民文化センター		
平成21年 9月16日		天童市 天童市民文化会館		
平成21年10月20日		上 山 警 察 署		
平成21年 7月10日		尾花沢市 文化体育施設サルナート		
平成21年 7月28日		小国町 ショッピングセンター アスモ		

2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通（申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2通）に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚（申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2枚）を添えて、講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新庄警察署庁舎清掃業務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年 3月10日

山形県新庄警察署長 奥 山 信 昭

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市新町5番19号 新庄警察署 3階会議室

(2) 日時 平成21年 3月30日（月） 午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 新庄警察署庁舎清掃業務委託 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 別添仕様書のとおり

- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 清掃場所 新庄市新町5番19号 山形県新庄警察署内 指定場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、役務を履行する事業所がビル管理法第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）の県知事登録を受けていること。
- (7) 調達役務を履行する場所となる施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があること。なお、現に調達役務と同種の役務を履行している場合にあって、当該役務の履行期間が平成21年3月までに終了するときは実績を有するものと見なす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
新庄市新町5番19号 山形県新庄警察署会計課 電話番号0233-22-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成21年3月23日（月）午前11時までに山形県新庄警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成21年2月3日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成21年3月10日

山形県監査委員	田	澤	伸	—
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	安	孫	子	昂
山形県監査委員	濱	田	宗	—

監査実施団体名	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
社会福祉法人山形県社会福祉事業団	貸借対照表に適切でないものがある。	改善状況を確認いたしました。会計処理について、関係法令等の遵守及び会計責任者等による確認を徹底し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。
財団法人山形県下水道公社	支払事務の遅延により遅収加算額を発生させたものがある。	改善状況を確認いたしました。会計処理について、関係法令等の遵守及び複数職員による確認を徹底し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。

平成21年3月10日印刷
平成21年3月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部登
電話 山形(631)2057 (631)2056